平成２８年（フ）第７４８号
静岡市清水区押切1018番地の14
債務者　平　　里恵
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０号
東京都調布市小島町２丁目38番地７パレ・ソレイユ調布804
債務者　田島　慎一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１号
東京都八王子市下柚木２丁目21番地14カサベルテ101号
債務者　新川明好こと　パクミョンホ　朴明好
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７１２号
神奈川県大和市鶴間２丁目３番６号　三木ビル302
債務者　春原志津子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７２１号
神奈川県大和市下鶴間1835番地　サニーグレース102
債務者　餅原　正道
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７３３号
神奈川県海老名市中央３丁目４番17―603号
債務者　田邊　陽子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５号
横浜市港北区新羽町2028番地　グリーンロード101号室
債務者　中村　一輝
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７４号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目25番地１　橋戸ハイツ１棟401号
債務者　三村　豪志
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５３０号
仙台市若林区上飯田字天神111番地の114
破産者　株式会社パブリック・アイ
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８０号
埼玉県川口市柳根町１番12号
破産者　有限会社関東ファッション
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１００５号
大阪府大阪市東住吉区住道矢田１丁目16番12号シャーメゾンパインハイツⅡ202号
破産者　合同会社ＣＯＣＯＲＯＣＫ
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４８号
埼玉県鴻巣市中央19番18号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県羽生市中央２丁目２番23号
破産者　株式会社ピーシーエス
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４９号
埼玉県鴻巣市中央19番18号
破産者　ＰＣＳ開発有限会社
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
千葉県野田市木間ケ瀬9810番地４
破産者　吉田　茂樹
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７１号
千葉県柏市中新宿２丁目15番２号、開始決定時の住所千葉県柏市光ケ丘２丁目18番16号
破産者　小島　英三
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２１号
千葉県柏市東山２丁目１番32号
破産者　穂積　　毅（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６７０号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺６丁目２番13号
破産者　中森　清美
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６７７号
千葉県柏市酒井根５丁目22番13号　シャトルＡ―105号
破産者　下山　雅之
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５１号
千葉県旭市ニの6251番地２
破産者　平山　和子
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係